

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年三月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年三月二十九日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 木 村 暢 宏

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 保谷志木線
- 三 道路の区域

新B	新A	旧A	旧 新 別
<p>新座市栗原二丁目三二六番三地 先から同市野寺二丁目八五一番 一地先まで</p>	<p>新座市栗原三丁目二八〇番三地 先から同市道場二丁目二四六六 番一地先まで</p>		区 間
<p>八・〇五 二八・〇〇</p>	<p>八・七〇 一八・六三</p>		敷地の幅員 (メートル)
<p>二〇四二・〇〇</p>	<p>一一二四・一〇</p>		延長 (メートル)
<p>道路整備事業による。 新Aの一部は、将来新座市に引き継ぐ予定。</p>			備 考